平成２２年（フ）第３１９号
千葉県習志野市谷津５丁目７番24号　谷津秀明ハイツ103号
破産者　鬼藤　重明
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３４号
富山市山室71番地の10
破産者　有限会社東陽ハウジング
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４１号
長野県松本市大字神林785番地
破産者　有限会社神林土木
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２１年（フ）第１２２３号
大阪府岸和田市池尻町368番地の２
破産者　有限会社サンワ
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第３２５号
神戸市須磨区白川台５丁目46番地の19、事務所の住所神戸市垂水区桃山台２丁目３－２
破産者　株式会社バックアップ・ユー
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第１３６４号
熊本市健軍本町29番８号ナショナルビル
破産者　株式会社グリーン環境
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第３４４３号
札幌市中央区南１条西11丁目327番地20　ＩＴＣビル
破産者　株式会社明幸賃貸保証
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１８号
宮城県柴田郡村田町大字沼辺字北寄井前17番地
破産者　株式会社鈴木産業
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１８１号
静岡県浜松市北区引佐町栃窪168番地、商業登記簿上の本店所在地大阪府豊中市庄内栄町４丁目22番１号
破産者　吉野建設株式会社
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第３７号
三重県志摩市阿児町鵜方1118番地２
破産者　谷川原照明
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第５１号
京都府木津川市相楽大里83番地
破産者　有限会社菊水総合食品
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４５０号
京都府相楽郡精華町大字祝園小字出森14番地
破産者　有限会社藤急送
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８０号
沖縄県糸満市西崎町４丁目６番地の１
破産者　株式会社ビレモ沖縄
1　決定年月日　平成22年６月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第１２００号
埼玉県蓮田市大字駒崎4204番地の13
破産者　渋谷　千美
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第１４５３号
横浜市旭区今川町81番地
破産者　近藤　　誠
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第４０号
滋賀県彦根市正法寺町398番地
破産者　原　美代子
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第７９９６号
大阪市住吉区南住吉３－９－17　積水ハウスドミトリー住吉210号、住民票上の住所広島市東区牛田南２丁目12―11
破産者　夜船　正史
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第９２９７号
大阪府高石市東羽衣５丁目２番６号
破産者　大松　清美
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１６３０号
北九州市門司区大字畑2175番地22
破産者　嶋津設備工業こと　嶋津　権児
1　決定年月日　平成22年６月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第２２０号
札幌市北区篠路１条８丁目２番21号　コーポ高橋102号
破産者　齋藤　時子
1　決定年月日　平成22年６月29日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部